個人県民税・市町村民税均等割の税率引上げについて

1 特例の創設

東日本大震災からの復興財源を確保するため、震災復興財源確保法が制定され、標準税率の特例が定められたことに伴い、条例を改正し、個人県民税均等割の税率の特例を定めました。

2 創設の背景

全国で想定される復旧・復興事業約19兆円のうち、全国の地方団体で行うことが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等(0.8兆円程度)について地方団体自らが財源を確保するため、臨時的な税制上の措置が講じられました。

3 特例の内容

各年度分の個人県民税均等割について、500円(年額)加算されます。

(現 行) 2.000 円 (年額)

(改正後) 2,500 円 (年額)

(注)上記均等割の額には森林環境税 1,000 円が含まれます。

4 特例期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

5 個人市町村民税均等割について

個人市町村民税の均等割についても、震災復興財源確保法制定により特例が定められたことに伴い、各市町村において条例を改正し、次のとおり税率の特例を定めています。

(現 行) 3,000円 (年額)

(改正後) 3,500 円 (年額)

※ 特例による加算額及び期間は、県民税均等割と同様。

6 使途

高等学校をはじめとする県有施設の耐震化などの緊急防災・減災事業に活用します。

※ 個人県民税は、市町村において個人市町村民税とあわせて賦課・徴収しています。